

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和 46 年 1 月 28 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定に基づき福井坂井地区広域市町村圏事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第 2 条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、福井市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年福井市条例第 13 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。